

中野区緊急輸送道路等沿道建築物耐震改修等事業助成制度の一部改定について

緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進については、これまで国及び都の補助金制度を活用しながら計画的に進めてきたところである。

そうした中、都は令和4年4月1日付で都の補助金制度を改定し、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化促進に向けて計画的、積極的な取組を行う区市町村に対する補助内容を拡充した。

こうした都の取組を受け、区の助成制度についても見直しを行うとともに、対象建築物所有者等に対する働きかけの強化等を併せて実施することにより、緊急輸送道路沿道建築物の耐震化をより一層促進し、安全で安心なまちづくりを実現させていく。

1. 区助成制度の改定内容

(1) 耐震補強設計に関する助成金

	助成割合	助成限度額
旧	$\frac{2}{3}$ (国 1/3、都 1/6、区 1/6)	800万円
改定後	$\frac{5}{6}$ (国 1/3、都 1/4、区 1/4) ※	1,000万円

(2) 耐震補強工事に関する助成金

	助成割合	助成限度額
旧	$\frac{2}{3}$ (国 1/3、都 1/6、区 1/6)	1億5,000万円
改定後	$\frac{5}{6}$ (国 1/3、都 1/4、区 1/4) ※	1億8,000万円

※4月1日の都制度改定で、都の助成割合の上限が1/6から1/4に引上げられた。都の助成額は区の助成額と同等以下に設定されるため、区の助成割合を1/4とする事で都の助成割合1/4が採用される。

(3) 制度開始日

改定後の制度開始基準日は、令和4年4月1日とする。

2. 今後の取組

緊急輸送道路沿道で既に耐震診断を実施済みの建築物に対する区職員による戸別訪問を新たに実施するなど、積極的な相談対応に取り組む。また、区内事業者団体等と連携した助成制度の周知活動も引き続き推進し、緊急輸送道路沿道建築物耐震改修等事業助成制度の一層の活用を促す。

こうした取組により、地震発生時における建築物の倒壊による緊急輸送道路の閉塞を防ぎ、広域的な避難路及び輸送路の確保を確実なものとしていく。

【参考】地震発生時に通行障害を防ぐべき道路沿道

